

ストレスチェック制度の実施状況を初公表

厚生労働省は7月26日、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の実施状況を初めて取りまとめ公表した。ストレスチェック制度の実施が義務づけられている、常時50人以上の労働者を使用する事業場は、実施結果を所轄の労働基準監督署に報告する義務があるが、平成29年6月末時点で、8割を超える事業場がストレスチェック制度を実施済みであることが明らかになった。厚生労働省では、「労働局・労働基準監督署において、ストレスチェック制度の実施徹底を指導するとともに、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健総合支援センターによる教育・研修の実施、企業の取組みに対する助成金の支給など、各種支援事業の充実を図っていく」としている。

実施状況のおもな結果

・ストレスチェック制度の実施状況

ストレスチェック制度の実施が義務づけられた事業場のうち、所轄の労働基準監督署に実施報告書の提出があった事業場は82.9%だった。これを事業場の規模別にみると、「1,000人以上」の事業場は99.5%、「300～999人」は93.0%、「100～299人」は86.0%、「50～99人」は78.9%となっており、規模が大きい事業場ほど実施率が高かった。また、業種別に

みると、「金融・広告業」が93.2%、次いで「通信業」92.0%、「教育・研究業」86.2%、「製造業」86.0%となっている。

・ストレスチェックの受検状況

在籍している労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者の割合は78.0%だった。これを事業場の規模別にみると、「1,000以上」の事業場は77.1%、「300～999人」79.1%、「100～299人」78.3%、「50～99人」77.0%となっており、労働者の受検状況に事業場の規模による大きな違いはみられなかった。

・医師による面接指導の実施状況

ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者の割合は0.6%だった。これを事業場の規模別にみると、「1,000以上」0.5%、「300～999人」0.6%、「100～299人」0.7%、「50～99人」0.8%となっている。

また、ストレスチェックを実施した事業場のうち、医師による面接指導を実施した事業場は32.7%だった。これを事業場の規模別にみると、「1,000人以上」の事業場は85.0%、「300～999人」61.0%、「100～299人」36.9%、「50～99人」22.6%と、規模が大きい事業場ほど実施した割合が高かった。

・集団分析の実施状況

ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計・分析し、職場ごとのストレスの状況を把握する「集

ある会社の衛生委員会にて



団分析」の実施状況は、ストレスチェックを実施した事業場のうち78.3%が実施していた。これを事業場の規模別にみると、「1,000人以上」が84.8%、「300～999人」83.6%、「100～299人」79.7%、「50～99人」76.2%と規模が大きい事業場ほど集団分析を実施した割合が高かった。